

特 246

276

昭和十七年十月

重要物資管理營團の解説

重要物資管理營團



* 0023766000 *

0023766-000

特 246-276

重要物資管理營團の解説

重要物資管理營團

昭和 17

ADD

特 246

276

和十七年十月

重要物資管理管團の解説

重要物資管理管團

特246
276

| | | |
|---|-------------------|----|
| 一 | 重要物資管理營團設立經過 | 一 |
| | (一) 本營團設立の國家的要請 | 一 |
| | (二) 本營團の設立 | 三 |
| 二 | 營團の職制 | 四 |
| 三 | 營團の事業 | 六 |
| | (一) 事業一般内容 | 六 |
| | (二) 事業の現在並に將來 | 八 |
| 四 | 重要物資管理營團法 | 九 |
| 五 | 重要物資管理營團法ノ施行ニ關スル件 | 一七 |
| 六 | 重要物資管理營團定款 | 二一 |



一 重要物資管理管團設立經過

(一) 本管團設立の國家的要請

過去數年逐次緊迫し來れる世界情勢に伴ひ、我國百般の活動は、根本的變革を必要とするに至つて參りましたことは周知の通りであります。即ち、我國では聖戰滿五年、此の間幾多庶政の改新さるゝのを見たのでありますが、悉く次の國家的命題を解決する爲に外なりません。即ち

一、世界史の轉換期に際し、如何なる環境の激變にも耐え得る高度國防國家體制の確立

にあります。この國家的要請に應へることは、世紀の大事業であります。これが實施は急速にして且つ根本的なるものでなければなりません。

茲に於て物資の面に於ては政府は夙に物資動員計畫を策定し、軍需及び生産力擴充竝に國民生活の安定に邁進して參りました。由來我國は資源に恵れざる關係上、物資を海外に依存したのでありますが、愈々敵性國家群の壓迫避け難しと見て戰前極力物資の獲得に力めたのであります。しかしながら此種物資のみにして満足すべきではなく、更に可能なる限りの輸入は勿論國內に現存する物資の使用効率を最高度に引上げ、以て國家生産總力の昂揚を圖ることが緊急なる問題となつたのであります。茲に於て一言すれば、支那事變勃發以來、遠くは物資の思惑買、買占等により、近くは輸送能力の不足に因り、退蔵又は休眠の状態で偏在する物資は夥しき量に上ると思はれます。かゝる物資を蒐

集した上、適正再配分を行ひ、有効利用に供することは生産力擴充の要諦であります。

又戦時下に於きましては生産配給又は運輸等に不時の障碍を生じ之が爲物資の供給が著しく不圓滑となり、或は一時に非常に多量の物資を要する等不測の事態發生の虞も考へ得られますので、工業用各種原材料、生活必需品、防空用資材等の各般に亘り、之等を綜合して地域別分散保管の計畫を樹立運用して参りますことは、時局下特に肝要と考へられるのであります。

之等の事業は高度の國家的性格を備へ、且之が綜合運営を必要とする關係上孰れも既存の民間機關に之を期待することは不適當でありますので、茲に國家が代つて強力に其の使命遂行に當らしむべく、全額政府出資に依る擔當機關を創設し、重要物資の保有、買入、輸入、賣渡等の業務を行はしめんとしたのであります。

斯の如く當營團は戦前既にその設立を企圖せられたのでありまして、今や民族の興亡を堵する大東亞戦争に突入り愈々當營團事業の重要性は加重せられたのみならず、戦争經濟の運営上物資需給の圓滑なる役割を課せられましたことは申す迄もありません。

(二) 本營團の設立

イ、重要物資管理營團法

右の事情に鑑み、商工省では事業擔當機關に付き、慎重審議の結果、國策代行機關として「重要物資管理營團」の設立を決定、これに關する單獨法案を起草し、昭和十七年一月七日閣議に提案可決を見たのであります。而して第七十九議會に提出協賛を経て、二月二十三日公布、三月三日實施するに至りました。

△重要物資管理營團法概要

- 一、重要物資管理營團は、戦時經濟運営の貫徹を圖るがため、重要物資の貯藏の確保、増強及びその高度効率發揮を爲すことを目的とすること
- 二、營團の資本金は二千萬圓とすること
- 三、政府は二千萬圓を營團に出資すべきこと
前項の出資は國債證券を交附してこれをなすことを得ること
- 四、營團は左の業務を行ふこと
 - (一) 重要物資の保有
 - (二) 重要物資の買入、輸入及賣渡
 - (三) 其他營團目的達成上必要なる事業
- 五、營團は重要物資の在庫狀況に關し調査を爲し得ること
- 六、營團は政府の認可を受くるに非ざれば、毎事業年度に於て生じたる餘剰金の處分を爲し得ざること

ロ、設立

次で三月十一日、政府は商工大臣を委員長とする設立委員を任命、同十四日第一回設立委員會開催と急速調に發足したのであります。翌四月五日住井理事長の就任を見、順次理事以下の陣容を整へ、同十六日に設立登記を完了し、茲に重要物資管理營團は誕生したのであります。

二 營 團 の 職 制

本營團の役員名及び事務分掌は左の通りであります。

△重要物資管理營團役員

| | |
|------|-------|
| 理事 | 住井辰男 |
| 副理事長 | 黒田鴻五 |
| 理事 | 山崎龜之助 |
| 同 | 加藤徳善 |
| 同 | 吉武徳三 |
| 同 | 木村清司 |
| 同 | 釘澤一夫 |
| 同 | 村上俊雄 |
| 同 | 戸川濱男 |
| 同 | 宮本邦雄 |
| 同 | 根尾克己 |

△重要物資管理營團事務分掌一覽表

本 部

秘書課

人事部—職員課、厚生課

總務部—總務課、企畫課、調査課、庶務課

金屬部—鐵鋼課、非鐵金屬課

纖維部—棉類課、絹毛人絹課

雜貨部—化學藥品課、醫療品課、雜品課

運輸保管部—運輸課、倉庫課

經理部—會計課、資金課、出納課

監査部—審査課、検査課

支 所

名古屋、大阪、福岡

三 營 團 の 事 業

(一) 事業の一般内容

本營團の特色は其の事業計畫の決定方法に特に顯著に現はれて居ります。一般の例に依れば事業計畫は營團が之を立案し、政府の認可を受けて決定実施するのですが、本營團に於ては政府の決定したる事業計畫を、端的に政府に代り実施するのであります。政府とは表裏一體の關係にあり、他の營團に見られない緊密なる状態にあります。蓋し本營團の主たる事業は我國戰時經濟の指導運営に直接に關聯し、高度の國家的性質を有するからであります。

イ、重要物資の保有

従前特別輸入、繰上輸入等特別措置に依り海外より輸入したるもの、現存在庫中にして今後物動計畫實施上保留を爲すべきもの、其他計畫的保留貯藏物資（例防空用資材、生活必需品等）につき、特殊の物資を除き原則として營團に於て之が買上保有に當るものであります。

ロ、重要物資の買入、輸入

重要物資の生産、配給、消費等に關する現行諸統制が實施された過渡期に於ては、之等物資の關係業者中にはそれぞれ相當の買入貯藏を行つたものもあること、考へられるのであり、或は今後政府が實施する企業再編成に依り重要資材の餘剰が生じて來ることも考へられ、更に又主材料、副材料の配給に其の間均衡を得ざる爲一部資材に餘剰を生

じ、其他製造制限乃至製造禁止等の消費統制に伴ふ遊休重要資材等も豫想せらるゝのであります。重要物資の供給源としての在庫の増強を圖ることの今日の緊要性を思ひ併すならば、之等の云はゞ遊休重要資材の買上を行ひ之に對し適切な管理を加へて其の最も有効な利用方法を講ずることも、當面極めて重要な事業であります。國家の代行機關たる重要物資管理營團の重要な事業の一として期待する所以であります。

尙、今回新に海外より取得する事あるべき物資に就いても政府の管理運営を必要とする物及び場合には、その輸入貯藏並に之が高度利用方面への配分は、本營團として當らしむるのが最良の方法であります。今後海外よりの輸入は從來の自由主義時代に於けるが如き自由競争に委ねることは到底許されぬ所であり、之に高度の國家的統制が加へられ其の私的處理の許されざる事は明かでありますから、本營團の如きが之に當るのが國家的に見て適當でありませう

ハ、重要物資の賣渡

買上保有を爲したる物資は、物資動員計畫に従ひ賣渡をなすもので、原則として各物資の配給統制機關を通じて販賣するものであります。

ニ、特殊物資に關する管理調整

統制機關整備し、在庫品の保管使用が統制的に運営せられ、當該物資の貯藏と處理とを密接に關聯せしむるを要する物資については、各其の統制機關をして直接保有せしめますが、營團はこれに對し、綜合調整を行ふと共に管理補助金を交附するものであります。

ホ、保有物資の管理

原則として政府の保有命令を受くべきものであります。別途に定められたる地域的分散保管計畫に従ひ之を管理

し、而してその保管に當つる倉庫は概ね既存倉庫に委託保管するものであります。

(二) 事業の現在並に將來

本管團の事業目的は前述の設立事情の所で觸れました通りであります。第一着手事業として昭和十七年五月十五日より七月卅一日迄二ヶ月半を期し物資所有者の自發的供出による退蔵又は休眠重要物資を、適正再分配する爲に、本管團が之を買上げました。

買上の對象としました重要物資は左の通りであります

鐵鋼及び其の原料並に同製品。非鐵金屬及び其の原料並にその製品。棉花、棉糸、棉糸布、羊毛及毛糸毛織物
スフ人絹糸布。麻袋。化學藥品。工業用原材料及び其の製品。醫藥品、衛生材料、その他醫療用資材防空用資材。及び災害復舊用資材。

買上は設立登記完了後わづか一ヶ月の準備期間を以て開始したのですが結果は幸ひ各方面の御協力に依り豫定計畫數量以上の成果を擧げる事が出来ました。引續き強制權を伴ふ買上を去る十月十五日から一ヶ月に涉り全事業者及國民に對し實行中でありませす。この買上は商工省令により餘剩數量に付ては是非營團に譲渡を申込みねばならぬことになつており法令に違反する場合は國家總動員法により嚴重な處罰を受けねばなりませんから特に御注意を願ひます。

本營團が戰時經濟遂行に必要な物資の保管貯藏を確保増強せんとするものなる以上物資の供給源たる國內所在の遊休休眠物資並に國內生産物資及輸入物資について適切なる處置を講じなければなりません。又國內重要物資の管理保有に當る倉庫方面とも緊密な關聯を保たねばなりません。従つて國內物資に對しては適時買上を行ひ、又輸入物資確保の爲には交易部門へ、管理、保有の爲には倉庫方面へ何れも適當なる形態で進出する事となりませう。

重要物資管理營團法

(昭和十七年二月二十四日
法律第六十九號)

第一章 總 則

第一條 重要物資管理營團ハ戰時ニ際シ重要物資ノ貯藏ヲ確保及増強シ並ニ貯藏重要物資ノ利用ヲ有效且適正ナラシムルコトヲ目的トス

重要物資管理營團ハ法人トス

本法ノ重要物資ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 重要物資管理營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

重要物資管理營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 重要物資管理營團ノ資本金ハ二千萬圓トス

第四條 政府ハ二千萬圓ヲ重要物資管理營團ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第五條 重要物資管理營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ、

一 目的

- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 會計ニ關スル事項
- 八 公告ノ方法

定款ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第六條 重要物資管理營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 重要物資管理營團ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ重要物資管理營團ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 重要物資管理營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 重要物資管理營團ニ非ザル者ハ重要物資管理營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ重要物

資管理營團ニ之ヲ準用ス

第二章 役員

第十一條 重要物資管理營團ニ理事長副理事長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

理事長ハ重要物資管理營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ重要物資管理營團ヲ代表シ理事長ヲ輔佐シテ重要物資管理營團ノ業務ヲ掌理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ重要物資管理營團ヲ代表シ理事長及副理事長ヲ輔佐シテ重要物資管理營團ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事及副理事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長及副理事長共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ重要物資管理營團ノ業務ヲ監査ス

第十二條 理事長、副理事長、理事及監事ハ政府之ヲ命ズ

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十三條 理事長、副理事長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十四條 理事長、副理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラ

第十五條 重要物資管理營團ニ評議員若干人ヲ置キ政府之ヲ命ズ
評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得
評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第三章 業務

第十六條 重要物資管理營團ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一 重要物資ノ保有
 - 二 重要物資ノ買入、輸入及賣渡
 - 三 其ノ他重要物資管理營團ノ目的達成上必要ナル事業
- 重要物資管理營團ハ前項第一號及第二號ノ業務ニ付テハ政府ノ定ムル計畫ニ依リテ之ヲ行フベシ
重要物資管理營團第一項第三號ノ業務ヲ行ハントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 重要物資管理營團必要アリト認ムルトキハ業務ニ關シ重要物資ヲ所有又ハ保管スル者ニ對シ其ノ所有又ハ保管ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
重要物資管理營團必要アリト認ムルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ役員又ハ使用人ヲシテ前項ニ掲グル者ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
重要物資管理營團前項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル認可アリタ

ルコトヲ證スル書面及其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十八條 重要物資管理營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ物資ノ生産、輸出、輸入、販賣又ハ保管ヲ業トスル者ニ對シ重要物資管理營團ノ所有スル重要物資ノ保管ヲ爲サシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ保管ニ要シタル費用ハ重要物資管理營團ノ負擔トス

第四章 會計

第十九條 重要物資管理營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス
第二十條 重要物資管理營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

第五章 監督

第二十一條 重要物資管理營團ハ政府之ヲ監督ス
第二十二條 重要物資管理營團ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ
第二十三條 重要物資管理營團ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セストスルトキ亦同
第二十四條 政府ハ重要物資管理營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 役員が法令、定款若ハ政府ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第六章 罰 則

第二十六條 重要物資管理營團ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ使用人其ノ業務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第二十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第十七條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者
 - 二 第十七條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者
 - 三 正當ノ事由ナクシテ第十八條第一項ノ規定ニ依ル保管ヲ爲サザル者
- 第二十九條 人又ハ法人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ人又ハ法人ノ業務ニ關シ前條第一號又ハ第三號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ人又ハ法人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十條 第二十八條第一號及第三號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 左ノ場合ニ於テハ重要物資管理營團ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法ニ依リ政府ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
 - 二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ
 - 三 第十六條第二項ノ規定ニ違反シ政府ノ定ムル計畫ニ依ラズシテ業務ヲ行ヒタルトキ
 - 四 政府ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ
- 第三十二條 左ノ場合ニ於テハ重要物資管理營團ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス
- 一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
 - 二 第二十條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ又ハ其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

第三十三條 第九條ノ規定ニ違反シ重要物資管理營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第三十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム

第三十五條 政府ハ設立委員ヲ命ジ重要物資管理營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第三十六條 設立委員ハ定款ヲ作製シ政府ノ認可ヲ受クベシ

第三十七條 定款ニ付政府ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク出資ノ第一回拂込ヲ稟請スベシ

第三十八條 出資ノ第一回拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ重要物資管理營團理事長ニ引繼グベシ

理事長前項ノ事務ノ引繼ヲ受ケタルトキハ理事長、副理事長、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ爲スベシ
重要物資管理營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第三十九條 登録稅中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「産業設備營團、」ノ下ニ「重要物資管理營團、」ヲ、「産業設備營團法、」ノ下ニ「重要物資管理營團法、」ヲ加フ

第四十條 印紙稅法中左ノ通改正ス

第五條第六號ノ五ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ六 重要物資管理營團ノ重要物資管理營團法第十六條第一項第一號及第二號ノ業務ニ關スル證書帳簿

重要物資管理營團法ノ施行ニ關スル件 (昭和十七年四月四日 商工厚生省令第一號)

第一條 重要物資管理營團法ノ重要物資ノ範圍左ノ如シ

- 一 鐵鋼及其ノ原材料並ニ鐵鋼製品
- 二 非鐵金屬及其ノ原材料並ニ非金屬製品
- 三 纖維製品及其ノ原材料
- 四 化學製品及其ノ原材料
- 五 醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資
- 六 其ノ他商工大臣ノ指定シタル物資

第二條 重要物資管理營團重要物資管理營團法第十八條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ申請セントスル場合ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ商工大臣又ハ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 相手方タル物資ノ生産、輸出、輸入、販賣又ハ保管ヲ業トスル者ノ氏名名稱及住所
- 二 保管ヲ爲サシムル物資ノ名稱、數量及價額
- 三 保管ヲ爲サシムル場所又期間
- 四 重要物資管理營團法第十八條第一項ノ規定ニ依リ保管ヲ爲サシムルコトヲ必要トスル事由
- 五 其ノ他必要ナル事項

第三條 重要物資管理營團重要物資管理營團法第十八條第一項ノ規定ニ依リ重要物資ノ保管ヲ爲サシメントスル場合
ハ前條第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項ヲ記載シタル保管請求書ニ重要物資管理營團法第十八條第一項ノ認
可アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ物資ノ生産、輸出、輸入、販賣又ハ保管ヲ業トスル者ニ交付スルコトヲ
要ス

第四條 重要物資管理營團法第十七條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式（用紙ノ大サハ日本標準規格A6トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス）

（表 面）

| |
|------------------------------|
| <p>重要物資管理營團法第十七條ノ規定ニ依ル證票</p> |
|------------------------------|

第 號 昭和 年 月 日 交付

氏

| | | |
|---|---|---|
| 重 | 資 | 營 |
| 要 | 管 | 團 |
| 物 | 理 | 印 |

名

重要物資管理營團法第十七條 重要物資管理營團必要アリト認ムルトキハ業務ニ關シ重要物資ヲ所有又ハ保管スル者ニ關シ其ノ所有又ハ保管ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲シムルコトヲ得

重要物資管理營團必要アリト認ムルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ役員又ハ使用人ヲシテ前項ニ掲グル者ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査ヒシムルコトヲ得

重要物資管理營團前項ノ規宜ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ認可アリタルコトヲ證スル書面及其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

重要物資管理營團法第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

二 第十七條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拓ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

重要物資管理營團法ノ施行ニ關スル件第四條 重要物資管理營田法第十七條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

重要物資管理營團定款

(昭和十七年三月十四日 商工大臣認可)

第一章 總 則

第一條 本營團ハ重要物資管理營團法ニ依リテ設立シ重要物資管理營團ト稱ス

第二條 本營團ハ戰時ニ際シ重要物資ノ貯藏ヲ確保及増強シ並ニ貯藏重要物資ノ利用ヲ有效且適正ナラシムルコトヲ目的トス

第三條 本營團ノ主タル事務所ハ之ヲ東京市ニ置ク

本營團ノ從タル事務所ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ之ヲ置クコトヲ得

本營團ハ業務ノ都合ニ依リ便宜ノ地ニ出張所ヲ置クコトヲ得

第四條 本營團ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 資 本 金

第五條 本營團ノ資本金ハ二千萬圓トス

第六條 政府ハ二千萬圓ヲ本營團ニ出資スルモノトス

前項ノ出資ハ國債證券ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第二章 役員

第七條 本管團ニ理事長副理事長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第八條 理事長ハ本管團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ本管團ヲ代表シ理事長ヲ輔佐シテ本管團ノ業務ヲ掌理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ本管團ヲ代表シ理事長及副理事長ヲ輔佐シテ本管團ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ理事長ノ豫メ定ムル順位ニ依リ理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長及副理事長共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ本管團ノ業務ヲ監査ス

第九條 理事長、副理事長、理事及監事ハ商工大臣之ヲ命ズルモノトス

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ二年、監事ノ任期ハ二年トス

第十條 理事長、副理事長、理事及監事ノ報酬及手當ノ額ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ定ム

第十一條 理事長、副理事長及理事ハ從タル事務所ノ業務ニ關シ必要ト認ムルトキハ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人(支配人)ヲ選任スルコトヲ得

第十二條 理事長、副理事長及理事ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ

在ラズ

第十三條 本管團ニ評議員三十人以内ヲ置キ商工大臣之ヲ命ズルモノトス

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

左ノ事項ハ之ヲ評議員ニ諮問スルモノトス

一 定款ノ變更

二 業務ノ方法ノ設定及其ノ重要ナル變更

三 剩餘金ノ處分

四 其ノ他本管團ノ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニシテ理事長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十四條 本管團ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ委嘱ス

顧問ハ業務經營ニ關スル特ニ重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ズ

第四章 業務及其ノ執行

第十五條 本管團ハ左ノ業務ヲ行フ

一 重要物資ノ保有

二 重要物資ノ買入、輸入及賣渡

三 其ノ他本營團ノ目的達成上必要ナル事業
 本營團ハ前項第一號及第二號ノ業務ニ付テハ政府ノ定ムル計畫ニ依リテ之ヲ行フモノトス
 本營團第一項第三號ノ業務ヲ行ハントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
 第十六條 本營團ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
 第十七條 業務ノ執行ニ關スル諸規程ハ理事長之ヲ定ム

第五章 會計

第十八條 本營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス
 第十九條 剩餘金ノ處分ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ行フ
 第二十條 理事長ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クモノトス

第六章 定款ノ變更

第二十一條 本定款ヲ變更セントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

附 則

第二十二條 本營團ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ五萬圓ヲ限度トス



昭和十七年十月廿七日印刷
昭和十七年十月卅一日發行

(非賣品)

發行所 林 大 作

印刷所 東京市墨田區霞夕陽三ノ三
神尾 福 木 郎
ダイヤモンド社

(所行發)

東京市神田區淡路町二丁目七番地
高崎ビル内
重要物資管理營團